

国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和47年度の国民年金保険料を銀行で現金納付した。1か月当たりの保険料は、400円程度だったと記憶している。領収書は既に廃棄しているが、自分の性格上、未納を放置するはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の配偶者(夫)は厚生年金加入者であったが、申立人は国民年金に任意加入し、申立期間を含めた10年余りの任意加入期間及びその後の22年間の強制加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料月額は、450円ないし550円であり、申立ての400円程度とおおむね一致している。

また、納付日が確認できる昭和57年度から平成19年度までの保険料の納付は、1か月分を除き、すべて納付期限内に納付している。

申立期間は任意加入期間であり、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から43年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、社会保険事務所の回答は昭和40年4月からしか納付されていないとのことであった。

しかしながら、昭和36年9月から43年3月までの6年7か月分の国民年金保険料を一括で納めた際の納付書・領収証書を所持しており、当該期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料を一括で納付した昭和44年10月24日付の領収書があり、これが還付された事実は認められないから、申立人が、時効により納付できない期間も含めて申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、社会保険庁の記録上、昭和40年4月分から納付済みと記録されているが、時効により納付できないものも含まれており、収納事務処理に不合理な点がある。

昭和44年10月24日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和43年度及び45年度以降は、納付済みとなっているのに、昭和44年4月から45年3月までの分のみ未納となっている。当該期間については、同居していた母親が、私と父母の3人分の国民年金保険料を納付しており、両親の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけ未納となっていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納期間が当該申立期間の1回のみであり、申立期間後37年間、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間当時、申立人は、自営業を営む両親と同居し、仕事を手伝っており、両親は、申立期間を含む国民年金の被保険者であった期間について完納している。

さらに、領収日の判明する昭和45年度及び46年度分の納付時期をみると、申立人は、いずれも納付期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年7月まで

申立期間の途中で国民年金保険料の未納分についてまとめて支払うとともに、その後も国民年金保険料についてすべて支払ったと記憶しているのに未納とされており、納得がいかない。

任意でわざわざ加入したのに支払わないということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間を含む昭和48年7月から51年7月分までの期間について、当初、未加入とされていたが、その後、年金手帳の納付記録により、昭和48年7月から12月までの分については納付済みに記録の訂正が行われている。

また、申立人の被保険者名簿において、申立人が厚生年金に加入した事実がないのに、昭和48年7月に厚生年金加入確認と記載されていたり、オンライン記録上は、48年7月2日に任意加入したものの、翌7月3日に資格を喪失しているとされているなど、行政における手続上の過誤があり、申立期間の納付記録についても過誤があった可能性がうかがわれる。

申立期間において、申立人は国民年金に任意に加入しており、申立人の納付意識は高かったものと思われるほか、申立人の申立内容にも不自然さは見られない。

さらに、昭和39年の結婚以降、60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料についての未納はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年11月まで

私は、夫が会社を退職したので国民年金に加入しなくてはいけない
と思い、夫婦二人分の加入手続をした。二人分一緒に国民年金を支払
ってきたが、夫は納付済みとなっているのに対し、私は未納である
ということに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で付されており、申立人は、9か月の申立期間以外（カラ期間は除く。）はすべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人の申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、納付日の確認できる昭和62年4月から平成18年7月までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
昭和 51 年 4 月以降、国民年金保険料を納めてきており、未納とされている昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料についても、銀行で納めていた。
当時の家計簿にも、夫の分とともに二人分の国民年金保険料の支払いの記載があり、申立期間の国民年金保険料についてすべて納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった家計簿は、申立期間を含めて 4 年 9 か月分に及び、外見等から当時作成されたものと考えられる。この家計簿には、申立期間を含め、当時支払った国民年金保険料の金額の記載があり、それらの記載はすべて申立人及びその夫の国民年金保険料合計額に合致している。

また、昭和 51 年 2 月の婚姻以降、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料について納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

さらに、夫については申立期間における国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から51年3月まで

昭和45年に引っ越しをした際、隣人の紹介で国民年金に加入した。加入当初は集金人に保険料の支払いをしていたが、途中から集金制度が廃止となり、子供が小さかったため、隣人の支払いの際に私の分の支払いについてもお願いするなどにより保険料を支払っていた。

5年以上支払っていたのに未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地域では、昭和45年当時、集金人による保険料の集金が行われるとともに、その後、納付書による納付に切り替えられていたことが確認できる。

また、現在、申立人と当時の隣人はお互いに連絡先を知らないが、当時の隣人の証言によれば、同人が、申立人に国民年金への加入を勧めるとともに、申立人から現金と納付書を預り申立人の国民年金保険料を納付したことがあると認められる。

さらに、申立人は、その後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

昭和44年7月から45年3月分までの分は、自宅において集金人に対し、私と父母の3人分の国民年金保険料を納付していたので、私の分だけ未納であるとは考えられない。

父親の昭和44年及び45年分の確定申告書には、3人分を納付したことを示す事実が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

父親が作成した昭和44年及び45年分の確定申告書控には、申立人及び父母の3人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間後32年間、国民年金保険料を納付している上、両親は、申立期間を含め完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 41 年 3 月まで

20 歳になって母と国民年金の加入手続をし、結婚する昭和 37 年 11 月までは保険料を集金人に支払っていた。結婚後は、専業主婦だったので、夫の収入から月額 100 円を 3 か月ごとに集金人に支払っていた。火事や引っ越し等でその当時の国民年金手帳などの資料はなくなりましたが、間違いなく 20 歳から加入している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以外はすべて納付済みであり、また、国民年金手帳の記号番号が昭和 37 年 4 月に払い出されていることから、この頃加入手続が行われたと推定でき、申立ての保険料額 100 円は当時の保険料額と一致する。

さらに、国民年金手帳の資格得喪記録における昭和 37 年 11 月の任意加入への種別変更は、社会保険庁のオンライン記録では 60 年 12 月に行われている。当該任意加入への種別変更が行われているということは、その時点で、昭和 37 年当時の任意加入への申出書が確認されたか又は強制加入資格喪失後も保険料が納付されていた記録が残っていたかのいずれかであると考えられることを踏まえると、60 年の時点で、23 年前の 37 年当時の申出書が確認されたとは考え難く、60 年当時は申立期間の保険料が納付されていた記録が残っていた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月

当時大学生であったため、保険料は、両親が払っており、両親の性格、家庭の経済的状況からすれば、最初の一回目の保険料だけを未納のままにしておくことは考えられず、未納期間があることについて納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、その後、申立人は、国民年金加入期間についての国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、申立人の両親が申立人の保険料を管理、負担していたと認められ、昭和 37 年6月の国民年金加入当初から保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から昭和48年3月までの付加年金の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から昭和48年3月まで

昭和47年に国民年金に任意加入、併せて付加年金の加入手続をした。昭和51年7月にA役所で、昭和51年11月にB役所で、昭和47年度の付加年金の保険料が納付されていることを確認しているにもかかわらず未納となっているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳における付加年金加入時期の記載が、昭和51年に「昭和47年4月1日」旨記録の訂正がなされていることから、昭和47年4月1日に国民年金に任意加入した際に、国民年金に加えて付加年金にも加入していることが推認できる。このため、保険料を支払う意欲が高かったものと認められ、加入当初の1年間のみ付加年金の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入期間において、国民年金保険料については完納しているとともに、付加年金の保険料についても、申立期間と申立人が支払っていないと認めている一部の短期間（4か月）を除き未納期間が無いほか、昭和47年度の国民年金保険料の納付については、すべて期限内に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から同年3月まで

社会保険庁において、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとされたが、昭和43年12月、婚姻によりC市町村からL市町村に住所変更しており、昭和44年1月から3月までの国民年金保険料については、同年3月にL市町村に納付した記憶がある。昭和44年4月、被災し、領収書等は残っていないが、これまで、国民年金保険料を未納なく納付してきており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である3か月間以外は、国民年金に加入したすべての期間の保険料を納付している。

また、申立人は、昭和43年11月、婚姻により、国民年金の種別を強制加入から任意加入に変更する届出をし、住所も同年12月、C市町村からL市町村に変更する届出をしている。未納期間は、当初、昭和43年4月分から44年3月分までとされていたが、平成18年1月、C市町村において「国民年金被保険者名簿」の「検認記録」から、昭和43年4月分から同年12月分（11月分、12月分は任意加入分の保険料である。）までの納付済みが確認され納付記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年6月まで

私は、昭和40年4月から夫婦一緒に保険料を納付してきたが、自分の分だけ45年6月まで未納であることが判明した。制度が始まったときに交付を受けた年金手帳は二人とも火事で焼失し、その後、新しい番号で年金手帳の交付を受け、昭和46年に二つの年金手帳の記号番号を統合する際に記録の転記漏れがあったものと思われる。領収証書を所持していた昭和45年7月から46年3月までの期間は納付済みに訂正された。

同じ期間について、夫はすべて納付済みであり、自分の分だけ未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続や年金手帳の記号番号の統合手続など年金関係の手続をすべて夫婦一緒に行っており、保存されている領収証書によれば、申立期間直後の昭和45年7月から47年11月までの保険料の納付については、納付日及び納付場所が同一であり、保険料の納付についても、夫婦で一緒になされてきたものと認められる。

夫の納付状況は、申立期間を含め、昭和40年4月の納付開始から60歳まで完納であり、また、申立人も、申立期間後、昭和47年12月に厚生年金に加入するまではすべて納付済みである上、申立期間直後の昭和45年7月から46年3月までの9か月分については、当初、未納とされていたが、領収証書を所持していたため、未納から納付済みに訂正されている。

さらに、本件については、管轄する社会保険事務局長から、上記経緯を踏まえ昭和46年に年金手帳の記号番号を統合処理した際に、台帳への転記漏れとなった可能性が高い旨の意見が出されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から同年12月まで

昭和56年4月から国民年金に加入以来、忘れずに納付しており、3か月だけ納付し忘れた記憶はない。

申立期間に係る領収書はないが、当時の家計簿には、3か月分とも国民年金の支出が記載されており、間違いなく申立期間には国民年金保険料を支払っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の家計簿には、申立期間に係る昭和58年10月から12月を含め、毎月の「貯蓄・保険」の支出欄に「年金」としての支出額が記載されており、その額は申立期間当時の保険料の額に一致しており、その記載は信用できるものと考えられる。

また、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料の未納は認められない。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。